

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	観光振興課
委 託 業 務 名	ビワイチ活性化サイクルツーリズム推進業務
委 託 業 務 場 所	大津市
概 要	本市のサイクルツーリズム推進事業として、サイクリングと琵琶湖クルーズを組み合わせた本市ならではの自転車を活用した誘客、市内周遊の促進を目的とし、大津港を活用したサイクルシップツアーとスタンプラリーを実施する。
契 約 期 間	契約締結日から令和6年3月22日まで
契 約 年 月 日	令和5年10月17日
契 約 金 額	2,491,610円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕京都市東山区下堀詰町246 〔名 称〕株式会社きゅうべえ
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>本業務を実施するにあたっては、琵琶湖岸であること、道路が狭隘であることなどの本市のサイクルツーリズムに関する状況を熟知するとともに、その事業実績や知見を有していること、加えて船舶事業者と自転車を活用した事業実施の知見を有していることが求められる。</p> <p>選定しようとする業者は、これらの条件を満たしていることに加え、本市のサイクルツーリズム振興の拠点である大津港サイクルステーションとの連携が可能であることを考慮する必要がある。</p> <p>以上のことから、大津港サイクルステーションの指定管理者として、常に大津港の指定管理者である琵琶湖汽船と連携して事業を実施しており、かつ、大津港を起点としたサイクル事業の豊富な実績と市内ビワイチルート現状を熟知するとともに、本業務の起終点となる大津港に拠点を有し、現にレンタサイクルを配備している等、必要なプラットフォームを備えており、最も経済的かつ合理的に事業の実施が見込まれることから、株式会社きゅうべえが当該事業に不可欠な要素を備える団体であるため、随意契約の相手方として指名する。</p>
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。